

情報システム機器の廃棄等時におけるセキュリティの確保について

この度、神奈川県におけるリース契約等により返却した物品からの情報流出事案の発生を受け、総務省より、「当面、住民情報等の重要情報が大量に保存された機器内部の記憶装置に係る抹消措置については、物理的な破壊又は磁気的な破壊の方法により行うとともに、地方公共団体の職員が当該措置の完了まで立ち会いを行うなど確実な履行を担保すること」と事務連絡がありました。当該事案については、リース契約満了後、当該契約の相手方である富士通リース㈱からデータ消去作業を請け負った㈱ブロードリンクの社員管理・作業管理体制や事故防止対策の不備により、ハードディスクが横領可能な状態にあったことが一次的な原因とされています。

つきましては、当面、住民情報等の重要情報が大量に保存された機器内部の記憶装置に係る抹消措置について、確実な履行の担保をお願いするとともに、当該抹消措置が必要な記憶装置がある場合は、リース契約満了前に、総務課情報システム係へ連絡をお願いします。

なお、狛江市がリース契約等したものにおいて、㈱ブロードリンクがデータ消去を請け負ったものは、富士通リース㈱と契約した中に 4 件ありましたが、データ消去作業が完了していることを確認しました。